

## 藤沢市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱

制	定	平成 19.	2.	1
改	正	平成 21.	4.	1
改	正	平成 26.	3.	31
改	正	平成 29.	6.	30
改	正	平成 30.	8.	31
改	正	令和 3.	7.	1
改	正	令和 3.	10.	1
改	正	令和 5.	4.	1

### (目的)

第1条 この要綱は、藤沢市防災・減災等事業整備計画（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」第2の1の（1）により本市が作成する防災・減災等市町村事業整備計画をいう。以下同じ。）に基づき、高齢者施設等を整備する法人に対し、当該施設等の防災・減災対策並びに新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災・感染防止体制の強化に資する整備等に要する費用について、予算の範囲内において交付する補助金に関し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象となる事業)

第2条 補助対象となる事業は、藤沢市防災・減災等事業整備計画に基づいて行われる次に掲げる事業とする。

- (1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
- (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（認知症高齢者グループホーム等における耐震改修及び水害対策を強化するための改修等の防災補強改修並びに利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業をいう。以下同じ。）
- (3) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (4) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業（高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業をいう。以下同じ。）

(5) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業  
(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表第1の第5欄に定める経費とする。

2 対象施設が複数併設される場合における補助対象経費は、補助対象施設ごとに計上するものとする。

(補助基準額)

第4条 補助基準額は、別表第1の第1欄に定める区分に応じ、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1の第1欄に定める区分ごとに次に掲げる額を比較して最も少ない額に、別表第1の第4欄の国及び市の補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 第3条に定める補助対象経費の実支出額

(2) 前条により算出した補助基準額

(3) 総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、本市に交付される地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の額を上限とし、前項の規定により算出した額の合計がこれを超える場合は、各補助金の額は、第7条第1項の厚生労働省との協議内容に基づき市長が定めるものとする。

(補助金の対象除外)

第6条 補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適當とは認められない費用

(補助対象事業者及び補助対象事業)

第7条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、藤沢市防災・減災等事業整備計画に基づき本補助金の財源である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についての厚生労働省との協議において対象とした法人とし、補助対象事業は、当該協議において交付金の対象事業として適當である

との判断が行われたものとする。

- 2 前項に既定する協議の対象、内容、要件等は、協議ごとに市長が定める。
- 3 市税を滞納している者は、補助対象事業者としない。

(補助金交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、第2条各号に掲げる事業ごとに、藤沢市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付申請書（第1号様式）を、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 藤沢市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付申請額算出内訳書（第1号様式一別紙①）
  - (2) 事業計画書（第1号様式一別紙②）
  - (3) 役員等氏名一覧表（第1号様式一別紙③）
  - (4) 当該事業に係る収支予算書（見込書）抄本
  - (5) 平面図（建物全ての階の平面図で、専有部分と共用部分を色分けし整備箇所を明示したもの。ただし、建物の一部を賃借している場合は当該賃借している部分の平面図によることができる。以下同じ。）
  - (6) 現況写真
  - (7) 見積書
  - (8) 別表第2の区分に応じた申請に必要な添付書類の欄に定める書類
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示した書類
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付の決定)

第9条 市長は前条第1項の規定により補助金交付の申請があったときは、交付の

可否を審査の上、藤沢市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定をする場合において、規則第4条第2項の基づき、次のとおり指示又は条件を付けるものとする。
- (1) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させことがある。
  - (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - (3) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
  - (4) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
  - (5) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
  - (6) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
  - (7) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
  - (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間が経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
  - (9) 補助事業完了後に消費税又は地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、補助金の交付

決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一社所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (10) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (11) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札に付するものとする。

3 市長は、前条第1項に規定する申請書を收受した日から起算して原則として3箇月以内に、申請者に対する第1項に規定する決定通知書による通知を行うものとする。ただし、本補助金の財源となる地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の本市に対する交付決定が遅れる場合その他のやむを得ない場合は、この限りでない。

#### （暴力団排除）

第10条 藤沢市暴力団排除条例第8条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、前条第1項に規定する補助金の交付の可否の審査において、交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

- (3) 法人の代表者又は役員のうちに、第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- 2 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するものと判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(事業の着手)

第11条 補助事業者は、事業に着手するときは、藤沢市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金事業着手届（第3号様式）を提出しなければならない。

- 2 申請者は、事業を完了するために必要な期間を確保する必要がある場合であつて市長が認める場合は、藤沢市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金事前着手届（第4号様式）を提出することによって、第9条第1項の規定による交付決定前に事業に着手することができる。

(事業の変更等)

第12条 補助事業者は、事業の計画を変更、中止又は廃止しようとするときは、藤沢市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金事業変更等承認申請書（第5号様式。以下「変更等承認申請書」という。）を提出して、市長の承認を求めるなければならない。

- 2 市長は、前項の変更等承認申請書が提出がされたときは、その承認の可否を審査の上、藤沢市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金事業変更等承認（不承認）通知書（第6号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の承認の可否の審査に必要がある場合は、補助事業者に対して必要な書類を提出するよう求めることができる。

(事業の完了)

第13条 補助事業者は、事業が完了したときは、藤沢市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金事業完了届兼事業実績報告書（第7号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて、各2部を、事業完了の日から起算して15日を経過した日又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金積算額算出内訳書（第7号様式一別紙①）
- (2) 事業報告書（第7号様式一別紙②）
- (3) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (4) 平面図

- (5) 現況写真
- (6) 領収書及び内訳書
- (7) 別表第3の区分に応じた完了時に必要な添付書類の欄に定める書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示した書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の完了届を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に沿えて提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、事業の完了後、市長に対し請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告)

第15条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、第13条第1項の完了届を提出後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならぬ。

2 前項の報告があった場合には、市長は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。

- (3) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した指示若しくは条件に違反したとき。
- (4) 第11条、第12条、第13条又は第15条に規定する届出又は報告をしなかったとき。
- (5) 事業の施行方法が不適当であると認められるとき。
- (6) 事業の施行について不正の行為が認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交付することが適当でないと市長が認めるとき。

(備付帳簿)

第17条 規則第9条の規定に基づき補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 市長は、令和6年6月30日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日改正）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年8月31日改正）

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日改正）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年8月11日改正）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月 日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。